

## 第32回 京都府福祉人材育成認証事業推進会議 開催概要

■開催日：令和5年10月27日（金）10：00～12：00

■会場：京都経済センター 4-D

■欠席委員：小山委員、森実委員、石垣委員、土淵委員

■事務局：健康福祉部 東江副部長  
地域福祉推進課 杉本課長、一色参事、井谷主幹、  
松浦副主査、伊勢田副主査、角野主事

■オブザーバー：小林氏、櫻井氏（株式会社エイデル研究所）  
北山氏、福岡氏（株式会社パソナ）

### ■内容

#### 1 開会

定刻により、事務局が開会とともに、欠席委員等を報告

#### 2 検討事項

- (1) 認証審査について
- (2) 上位認証審査について
- (3) 認証基準の見直しについて
- (4) 上位認証基準の見直しについて

#### 3 閉会

### ■議事録

#### 2 検討事項

##### (1) 認証審査について

###### 新規認証審査関連

- 事務局
  - ・新規認証申請法人（3法人）の審査内容を説明
  - ・3法人の認証を提案

○事務局提案のとおり承認

###### 認証更新審査関連

- 事務局
  - ・認証更新申請法人（27法人）の審査内容を説明
    - ※内1法人は審査未実施のため、次回の推進会議までに審査を実施予定
  - ・認証更新辞退法人（4法人）の辞退理由を説明
  - ・26法人の認証更新（有効期限5年）を提案

○事務局提案のとおり承認

###### 認証停止解除審査関連

- 事務局
  - ・認証停止解除申請法人（3法人）の審査内容を説明

- ・ 3 法人の認証停止解除を提案

○事務局提案のとおり承認

## (2) 上位認証審査について

○事務局

- ・ 新規上位認証申請法人（5 法人）の審査内容及び上位認証部会の協議結果を説明
- ・ 4 法人の上位認証を提案

○事務局提案のとおり承認

## (3) 認証基準の見直しについて

○事務局

- ・ 見直しのスケジュールを説明
- ・ 前回会議での事務局提案及び委員意見を説明
- ・ 制度運営に係る見直し案（申請要件、更新審査の実施方法）を説明
- ・ 認証基準案（前回会議からの修正点）の説明
- ・ 新認証基準への移行スケジュールを説明

○委員

新たに追加した評価項目「生産性向上（業務改善によるサービスの質の向上）の取組」は、事業所のどのような取組を確認するものか。

○事務局

業務の標準化、職場環境の整備及びテクノロジーの活用等について、研修会への参加、業務マニュアルの作成、介護ロボットや I C T 機器の導入による職員の負担軽減等の取組実績を確認する。

○委員

業務マニュアルの作成等の事務改善だけで生産性向上といえるのか。生産性向上に係る評価項目を改善いただきたい。

介護・福祉現場における介護ロボットの導入や I C T 化については、施策として取り入れていかなければ、他の業界から取り残されていくのではないか。

○委員

介護・福祉現場における生産性向上は、テクノロジーを活用して業務の効率化を目指すものであるが、現場では具体的に何ができるのかと試行錯誤しているところ。認証制度における新基準として追加するだけでなく、好事例の情報提供等を含めて取り組んでいただきたい。

○委員

I C T 機器の活用は人手不足を補うだけでなく、福祉現場に客観性をもたらし、業務を合理化することによりサービスの質の向上に繋げるものである。生産性向上に係る新基準を事

業者向けに説明する際には、取組の意図も補足していただきたい。

○事務局

いずれにしても現場の方に理解いただき普及する必要があるため、「生産性向上」という言葉の使い方を含めて検討していきたい。

○委員

新基準において、有給休暇取得率等を数値で把握することとなっているが、極めて数値の低い法人があった場合も認証とするか。

○事務局

法令を下回る数値については、申請要件に「関係法令に違反する重大な事実がないこと」と定め対応するが、今回の事務局提案は数値の公表（見える化）までであり、数値に基準を設けるかどうかは引き続き検討していきたい。

○委員

数値の低い法人があった場合、数値が低くても京都府が認証していることを公表することになる。有給休暇の基準であれば、労働者全体の平均を鑑みて、取得率を認証で50%以上、上位認証で80%以上に設定してはどうか。

○事務局

新基準における数値の公開は、求職者向けに情報の透明性を高めることを趣旨としているところ。数値基準の設定については、地域性やコロナ禍における状況を考慮し、介護・福祉現場の意見を聞きながら検討していきたい。

○委員

現状では認証と上位認証を同時に申請する法人は少ないのではないかと。上位認証を目指す法人を増やすためには、申請要件の見直しだけでなくオンラインシステムの活用等により、基準の達成状況をセルフチェックできる機能の充実に取り組んでいただきたい。

介護・福祉現場では、業務の見直しにより利用者と向き合う時間を確保することが求められているため、評価項目に生産性向上に係る取組を追加することは業界全体で取り組んでいく上でも有意義であると考えます。

虐待事案に係る認証停止の解除について、再発防止の取組は法人内だけでなく、第三者評価を活用する等、外部からの意見も取り入れて取組を進めていただくことを望む。

○事務局

認証制度では、これまでからもセルフチェックを導入してきたが、今後はオンラインシステムを活用する等、手続きをより簡便にし、かつ、的確に必要な支援に繋げることで法人の取組を進めていきたい。

認証停止の取り扱いについては、本会議で議論を重ね、虐待の認定の有無を基準として参

加要件に定めた経過がある。認証停止の解除にあたっては、施設指導の所管による指導内容  
と法人の取組を確認して認証停止の解除を提案しているところ。

○委員

虐待による認証停止について、会員施設から就職フェアの参加要件が「認証以上」である  
ため、人材確保の観点から見直して欲しい旨の意見を聞くが、虐待に対しては認証制度にお  
いても厳格に対応していく必要があると考える。認証制度の信頼を維持するためにも虐待の  
再発防止について、もう一步踏み込んだ取組を検討できないか。

○事務局

前回の介護保険制度の見直しでは、事業所における虐待の未然防止や再発防止に向けた体  
制づくりが詳細に規定されたところ。認証制度においても当該規定を参考に要件や基準を検  
討していきたい。

○委員

国の職場環境改善に係る助成金は、機器等の導入によりどれだけ労働時間が短縮できるの  
かという視点で審査している。また、国の認定制度では、育児休業の取得率等について数値  
基準を設定し、段階的に認定しているところ。認証制度においても数値基準を設けること  
で取組の目標値を発信してはどうか。

○委員

評価基準の表題について、現行の「4 社会貢献とコンプライアンス」を「4 福祉事業の  
担い手としての責務と地域への貢献」に見直す提案があるが、評価基準の内容は、「生産性向  
上の取組」、「関係法令の遵守」であり、表題が適切か。

○委員

介護・福祉事業者にとって関係法令の遵守は大前提であるため、評価項目「関係法令の遵  
守」を基準に定めることに疑問を感じる。他の評価項目を含め、事業者だけでも明確に達成  
状況を自己評価できるよう数値基準を用いる見直しを検討してはどうか。

虐待の取扱いについては、様々なケースがある中、現行の要件で安易に認証や停止解除を決  
定する対応に検討の余地を感じる。

○事務局

関係法令の遵守は申請要件にも定めて重要性を繰り返し発信しているところ。評価項目で  
は法令で義務化されている内容の実施だけでなく、行政監査指導等における指摘事項への対  
応状況も確認している。

○委員

国において「生産性向上」という言葉が用いられ、賛否はあるものの丁寧な意図の説明に  
より、福祉現場でも取組の必要性が認められている状況で京都府が違う言葉を使用すること

は難しいと考える。

虐待の取扱やサービスの質の評価については、これまでからも議論を重ね、人材育成に係る構造と取組過程を評価する認証基準ではアウトカムにまで踏み込むことはできないと結論付け、サービスの質については第三者評価の受診（受審）、虐待については市町村の虐待認定により判断することとしたところ。今回の認証停止解除については、施設指導において再発防止に対応されていることを確認できているため、事務局提案のとおりとしたい。なお、認証停止解除から上位認証への復帰に関しては厳しい意見もあったが、客観的な基準で一定の判断をしていかなければならないという側面から、今日のところは事務局提案のとおりとしたい。

#### (4) 上位認証基準認証基準の見直しについて

##### ○事務局

- ・ 上位認証の現状（位置づけ・基準）を説明
- ・ 見直しの論点を確認

##### ○委員

認証制度のターゲットを新卒者から中途採用者を含めた若者に見直すのであれば、定量的評価の離職率は新卒者だけでなく20歳代職員の数値としてはどうか。

有給休暇取得率の全国平均は58.2%である。現行の上位認証基準では取得率50%未満を不適格ラインに設定しているが、業界のトップランナー、模範と位置付けるのであれば、全国平均を下回る基準設定はいかなるものか。

審査項目「独自の取組」について、独自の取組のみを配点10点で評価するのではなく、評価項目全体のプレゼンテーションとして、法人の理念や取組が業界として上位認証に値するのかを評価してはどうか。

##### ○委員

上位認証評価項目で「S評価がひとつもない場合」を不適格ラインとしているが、上位認証を業界のトップランナーと位置付けるのであれば上方修正を望む。

虐待の再発は認証制度自体の評価に関わる問題だと考える。特に上位認証においては過去3年間に虐待の認定がないことを要件としてはどうか。

##### ○委員

上位認証評価項目に係る見直しの論点において、「個別項目ごとに確認するのではなく、横断的に評価することを検討」と記載があるが、どういった内容か。

##### ○事務局

現行では、個別項目ごとに議事録等を確認し、議論の状況を確認しているところ。見直し案は取組を検証する会議体の有無と開催実績を一括して確認するものである。審査の実務上、同じ会議体の議論の結果を複数の項目において確認することが多く、審査の省力化を含め一括して確認することを提案するものである。

○委員

審査項目「独自の取組」は法人全体の取組を評価することとし、配点を拡大してはどうか。

制度創設から10年が経過し、職業選択においてはワークライフバランスがより重視されるようになっている。認証制度のターゲットを20歳代とするのであれば、育児休暇が取得できる職場環境は職業選択において重要な要素であるため、介護休暇と併せて、当該休暇の活用を後押しする取組や取得実績等を加点項目としてはどうか。

○委員

上位認証評価項目「社会貢献とコンプライアンス」に定める「関係法令の遵守に向けた取組」の評価内容、求める体制は、福祉サービスを運営するものとして当然に取り組み、備えておくべきものである。上位認証基準に定めるのであれば、より高度な取組を求めているかどうか。

○委員

上位認証基準については、基準を下げることも選択肢の一つではないか。上位認証を目指す法人が増えることは業界の底上げに繋がることを踏まえ、基準を検討すべきである。なお、基準を変更する場合は、設定した理由も含めて発信いただきたい。

認証制度は人材確保を目指すものであるため、大学教員等から学生を就職させたいと思ってもらえるような定量的評価の基準設定が必要ではないか。

○委員

介護、障害及び保育の分野特性を加味した評価項目を取り入れてはどうか。

○事務局

虐待事案では内容や程度に伴い施設指導における措置も段階が分かれば、重大な事案であれば2、3年をかけて改善していくこともある。

認証停止の解除にあたり、現行では一律に停止期間を定めているが、虐待の内容によって停止期間を分けるべきか。

○委員

虐待の原因を分析すると職員個人の資質に起因するものと、人間関係の軋轢や業務ストレスといった組織に起因するものがある。原因を認識し、改善する必要がある、再発防止に要する期間は一律に考える必要はないのではないか。

○委員

停止解除法人の上位認証の申請にあたっては、過去3年間に虐待の認定がないことを要件としてはどうか。

○委員

停止解除法人の上位認証の申請にあたっては、一定期間虐待の認定がないことを要件とすべきである。

○委員

停止期間は個別に判断すべきと考える。

以上。